

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
不 利 益 処 分 名	徳島市川内町民会館の利用承諾の取消し	
根 拠 法 令	徳島市川内町民会館条例	
根 拠 条 項	第5条	
連 絡 先	(電話 621-5417)	
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 徳島市川内町民会館条例 (承諾の取消し) 第5条 前条第1項の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、この条例若しくはこの条例に基づく規則に従わないとき又は第2条ただし書の規定に該当する事由が発生したときは、教育委員会は、利用の承諾を取り消すことができる。</p> <p>(供用) 第2条 徳島市川内町民会館(以下「会館」という。)は、その設置の目的に照して広く住民の利用に供するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その利用を拒むことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合 (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合 (3) その他公益上又は管理上適当でないとして認められる場合</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)